

# 大分県報

令和五年  
号外（六五）  
四月六日

（木曜日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）………一  
参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額………一

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和五年四月五日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、九〇九人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一八、一八一一人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、二七一人
別府市	三一、五六一人
中津市	二二、六七二人
日田市	一七、四八九人
佐伯市	一九、三九八人
臼杵市	一〇、五〇五人
津久見市	四、七一三人
竹田市	五、八三〇人
豊後高田市	六、一四八人
杵築市	七、八五六人
宇佐市	一五、〇二一人
豊後大野市	九、七〇五人
由布市	九、三五一一人
国東市・姫島村	八、一九六六人
日出町	七、八〇二人
九重町・玖珠町	六、六三六六人

#### 大分県選挙管理委員会告示第五十七号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支

出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

三五、九九〇、九〇〇円

令和五年四月六日

大分県報号外（選管委告示）